# 水資源に関する 法制度の沿革 <sub>春田圏典</sub>

#### はじめに

我々の日常生活や産業の中に水 は広くしみこんでいる。従って 水に関する法制度は広汎にわた っている。しかし,ここでは, 水に関する法制度のうち,とく に水資源に関係深いものの流れ をみることにした。

#### 1---明治時代の水法制

#### その1 河川法制定前

わが国の雨は偏屈であって,季節により地域により降雨量にかなりの差がある。河川は国民性と同じようにせっかちで激し易くさめ易い。大雨が降れば直ちに洪水となって暴れまわる。そに洪水となった治水について,水源のかん養,水害の発生防止のための制度ができていた。またため、とくにかんがい水利を中ため、とくにかんがい水利を中心とする利水法制が発達し,こ

れが水法体系の中心であった。 明治の初期においては,幕末以 来の河川およびその流域の荒廃 のため洪水が頻発した。明治新 政府は治水に関心を示し,元年 政府成立後直ちに治河使を設け た。翌2年には治河使を廃止し て民部省に土木司を設けた。

明治4年には水源林の乱伐を禁止した官林規則,治水条目,近畿府藩県に対する砂防に関する 令達が発せられた。また,同年 治水,修路,架橋等の事業を興 す有志者に一定の期間税金取立 を差し許す旨の太政官布告が出 された。

明治6年<1873年>,治水条目 を改め「海港道路修築規則」を 制定した。同規則は河川を一等 河, 二等河, 三等河に区別して いる。一等河とは利害関係が数 府県に関するものをいい, その 工事費用について従来官民混こ うの慣習になっている場合に は, 6割を官費, 4割を民費と することにした。二等河とは他 管轄の利害に関せざる河川をい い, その費用負担は一等河の場 合と同じであるが, ただその更 正修繕の工事は地方官が施行す ることにした。三等河とは,市 街郡村の利害に関する河川や用 悪水路をいい、その更正修繕の 工事は地方官が施行し,費用は その利害を受ける地方民だ課す ることとした。この規則は,河 川行政を国の事務としてとらえていること,直轄河川工事制度を設けたこと,河川工事に対する国庫補助等経費負担を定めたこと等,旧河川法の原型をなすものといわれている。

明治政府は治水を重視したとは いってもすべての河川の治水工 事を国の仕事とは考えず, 当時 の国家財政上の理由により, と くに重要な河川についてのみ国 の責任で工事を行なうべきもの と考えたようである。明治初期 の新政府の河川行政の重点は舟 運のための低水工事く川底をし ゅんせつして深くする工事>に おかれていた。『これは根本的 には, 舟運を動脈とする全国市 場の急激な発展という社会的理 由によるものであった。河川行 政の重点がこのように低水工事 に向けられたために, 地元人民 の直接的に必要とする三等河川 の高水工事<堤防工事>は地元 負担のまま放置される結果とな った。』〈渡辺洋三:「近代法 発達史第6巻河川法道路法1> 洪水は頻発し, 府県費は増大し ていった。また,鉄道その他陸 上交通手段の発達につれて舟運 は衰えた。かくして, 堤防によ って洪水を防ぐための高水工事 への要望が高まった。明治23年 帝国議会が開かれるようになっ てから, 主として寄生地主たる 議員達からの治水政策に対する

建議案提出が活発になった。

他方,政府は日清戦役後財政に 余裕が生じ,かくしてようやく 高水工事を中心とする新しい治 水政策を実施することにした。

#### 2---明治時代の水法制

#### その2 河川法<旧>の制定

そうした背景のもとで明治29年 法律第71号をもって河川法 〈旧〉が制定されたのである。 水に関する法規としては,これ より前,明治23年〈1890年〉に 水道条例〉や「官ニ属スル公有 水面埋立ノ出願免許方」などが 制定されている。

河川法<旧>の特色は、①国家

権力による強力な統制、監督の 確立、②治水に重点をおき、利 水面についての十分な考慮がは らわれていないこと、③河川工 事に対する国庫補助の確立、④ 利水につき,従前の慣行水利権 がそのまま温存されたこと、な どとされている。翌30年に砂防 法と森林法とが制定され, 当時 これらが治水三法と呼ばれた。 近代的水法の中心として誕生し たこの法律につき渡辺教授の著 書から又拝借させていただく。 『高水工事を中軸とする新たな 治水政策を展開してゆくために は,一つには地方的割拠対立を

こえて国が一元的に河川事務を

掌握してゆく強力な行政措置が

必要であり、また一つには工事 執行をうらづけるための財政措 置が必要であると考えられたの であり、河川法はこの行政的・ 財政的措置を両面にわたって担 保する基本法としての意味をも つものであった。資本主義の発 展段階ではまだ大規模な工業用 水が見られず, 利水といえば慣 習的農業用水が圧倒的比重を占 めていたということが, 利水面 での規律をいちじるしく不十分 なものとさせた理由であろう。 さらにこれは政治初期以来の大 河川中心主義をひきついだ立法 だった。「河川法上の河川」と は公共の利害に重大な関係のあ るいわゆる大河川であり、それ ら少数大河川に国の積極的関心 があったのである。法案の推進 者が大地主層の利害を担ってい たという政治的理由もあったよ うである。大河川の改修がすす めば広く人民一般にそのかぎり で利益があることはもちろんで あるが、相対的には大地主層が 最も利益を受けることも明らか

中小河川の対策に苦慮していた 中小地主層や農民の苦しみは, 河川法にはさしあたり反映され ず,その対策は空白状態のまま 放置される以外になかった。』 <渡辺:前掲>

であった。

ところで,河川法により強力な 国家管理体制を法制的に確立で きたにかかわらず,治水計画は 計画性にとぼしく,財政基盤も 弱く,現実にはなかなかはかど らなかった。

### 3----- 明治の後半から大正ま で

明治の後半にはいると農業以外 の諸産業の水利用が盛んになっ てきた。産業用動力は初期には 主として落差を利用した水力で あったがやがて蒸気力に, 次い で電力<火力>から電力<水 カ>へと移り変った。ここに同 一の河川に対する諸産業の水利 用をめぐって競合としたがって また紛争が資本主義の発展とと もにしだいに顕著なものとなっ ていった。治水と利水との調整 利水相互の調整くとりわけ農 業,発電,漁業等の相互の関 係>は河川行政の重要な課題と なった。それにもかかわらず河 川法にはその調整に関する何ら の基準もなく, その欠陥を曝露 することになった。治水と利水 の対立、さらには利水相互の対 立はまた同時に, 所管官庁相互 間の対立ともなった。

『この行政庁相互の深刻な権限 争いの背後には勃興しつつある 資本制産業の発展にみちを開か ねばならないというブルジョア ジーの要請と、それにもかかわ らず古い水利慣行に依拠してお

くれた小農経営を維持しなけれ ばならないという地主の要請 と, その両者を階級的基礎とし つつ相対的に独自な権力をもっ て河川行政の中央集権的統制を はかろうとする天皇制官僚の要 請とが』横たわっていた<前掲 >。明治後半期にはいると,水 に関連する法令として, 下水道 法<明治33年> · 水利組合条例 <23年>に代る水利組合法<41 年>・耕地整理法<42年>など が制定されている。大正にはい ると運河法<大正2年>や公有 水面埋立法<大正10年>が定め られている。

### 4 大正から昭和:第二次 大戦終戦まで

大正から昭和10年頃までにかけ て大洪水が頻発する。それは, その頃まで行なわれていた高水 工事によって出来た堤防は,降 った雨を散らさずに一時に河川 に集めて流してしまう。従って 洪水量は多くなるし, 利用すべ き水は不足する、大水のあとに 干ばつが起こる,ということに 気がついた。『とくに大正年代 以後の電力需要の増大および食 糧増産の必要性から,水資源の 重要性が人々の注意を喚起する ことになった。こうして洪水を 貯留して洪水の破壊を防ぎ、そ の水を利用する方式が検討され るようになってきた。昭和12年 それは「河水統制事業」という 名目で計画されるようになっ た。しかし戦争による資材欠乏 等のため計画はほとんど実施さ れなかった。しいていえば戦争 中着手して、22年に完成した相 模ダムぐらいのものである。』 <佐藤武夫著「水の経済学」> 昭和12年頃から20年<終戦>に かけての時期は、戦争のために 国家統制が各分野に及んだ。水 に関しては,電力管理法<昭和 13年>および日本発送電株式会 社法 < 昭和13年 > が電力国家管 理の実施上必要な河川法に対す る若干の特例措置を規定した。 また, 国家総動員法は, 水利権 の収用使用につき規定したが, 具体的に実施することはほとん どなかったようである。<金沢 良雄:「水法」>

#### 5――戦後から現代まで

第二次大戦後は、荒廃した国土 の復興、経済の高度成長政策が 強力に推進された。第二、三次 産業は飛躍的に発展し、第一次 産業は急速に衰弱し、人口は都 市に集中する。小規模個人経営 の多い農業は圧倒的に強力な第 二、三次産業資本に操られ、そ の支配下にはいってしまった。 水に関連する法制度も大都市や 大資本に有利であるように拡充 強化されてゆく。

大都市の周辺の水資源は開発しつくされ、都市水道と電力資本との連合軍は、都府県をいくつもこえた遠くの山奥に手を伸ばしていく。山奥の水源地域の自然は破壊され、鉱山や工場などからの廃水、家庭の廃水、農薬の流入などにより至るところの水は汚染され、これが用水不足に拍車をかける。かくして広域利水と水質保全のための法制度確立が要請されるようになった。

#### 1・多目的ダムに関する法

戦後は、水害が相つぎ、さらに 電力の需要が増加し、この二つ の問題を早急に解決しなければ ならなくなった。その基本法と して、昭和25年 「国土総合開 発法」が制定され、それにもと づく特定地域総合開発計画、あ るいは都道府県総合開発計画の 根幹事業として、多目的ダムは 全国のいたるところで計画の対 象とされるようになった。

水資源の総合開発の考えはかなり古くからある。わが国で明治25年にできた京都の琵琶湖疏水事業は、舟運、発電、上水道および消防のために琵琶湖の水を導びき入れるための多目的開発であった。アメリカでもすでに1930年代にTVA < Tennessee Valley Authority > による河川総合開発が行なわれており、ソ

連でもその頃から自然改造計画 が開始されている。

多目的ダムが各地で作られるの に対応して,電源開発促進法 <昭和27年>が多目的ダムの費 用振り分けについて規定し、さ らに建設省が建設管理する多目 的ダムにつき,特定多目的ダム 法 < 昭和32年 > が定められた。 多目的ダムの建設費 用 の 分 担 <アロケーション>方式につい ては、それがかなり恣意的に工 業や電力業者に有利であるよう に仕組まれている。との批判が ある。たとえば洪水調節に対し 治水部門が費用を分担すること が正しいかということがある。 <洪水調節の利益とは実際に過 去に発生した水害の年平均損害 額に河道改修維持の費用などを 加えた額とされる。>『洪水は ダムに流入すると同時に洪水で なくなる。ダムによってくつわ をかまされて原水にかわり、発 電用水や農業用水に姿をかえて ゆくのである。………一つの機 能が表から見れば水害防除の機 能に, 裏から見れば原水生産の 機能に見えるのである。水害防 除, 治水部門がダムの建設費を 負担してもまちがいではないよ うに見える。だが理論的には当 然原水の供給を受けるダム使用 権者が負担すべきである。なぜ ならば原水は用水となり、やが て電力、工業製品に姿をかえて

原水としての価値が回収されるからである。治水部門が建設費を負担したことは、原水利用者にそれだけ補助金を支出したことと同じことである。・・・・多目的ダムに投資された国費は、1946年から64年までの間に約1、350億円である。また水資源開発公団に治水費交付金として支援は1962年以降3年間で約50億円、合計約1、400億円に達している。』〈佐藤武夫:「水の経済学」〉

#### 2・水資源開発二法

経済の高度成長は、それを支え る水の需要を幾何級数的にふや していく。ことに工業用水使用 量の伸びが著しい。日本全体の 都市上水供給量は、昭和10年 <1935年>に約10億トンだった が、昭和37年<1962年>には5 倍の50億トンとなっている。工 業用水の増え方は、なおはるか にすさまじい。昭和25年<1950 年>に年間約7億3千万トンあ るいは11億トンであったのが, 昭和30年<1955年>33億トン、 昭和37年<1962年>には150億 トン<都市上水の3倍>にもの ぼった。これは淡水のみの量で あって工業用水としてはさらに 海水を、昭和37年は年間約170 億トンも使っている。<高橋裕 :「日本の水問題を考える」> かように急激に増大する需要の 圧力により、さらに昭和36年に

は「水資源開発促進法」と「水 資源開発公団法」の二法が制定 された。「水資源開発促進法」 は「最近における産業の発展及 び都市人口の増加に伴い用水を 必要とする地域に対する水の供 給を確保するため」水資源開発 水系について水資源開発基本計 画を決定し、これに基づく事業 の実施を推進する体制を整備す ることを目的としている。この 開発体制には金沢良雄教授が次 のように批判しておられる。

①適用すべき水系を内閣総理大 臣が指定することになっている が、特定の水系に限定する必要 はない。

②治水と利水とは相互に関連するものだが、基本計画は利水中 心で総合性に欠ける。

③指定されない水系にも都市用水・工水などの需給の長期計画をたてることがのぞましいのに指定水系だけに適用される,と。<「都市問題講座第2巻」>

「水資源開発公団法」は水資源を広域的にかつ合理的に開発するため設立した水資源開発公団 <昭和37年設立>の建設・管理・財務等を監督するためにできた法律である。この種のものとしてすでに昭和30年に「愛知用水公団法」が制定されている。水資源開発公団は開発対象に指定された利根川と淀川の両水系 において建設省の直轄ダムとして施行中であったダム工事を引きついだり、農林省で進めていた印旛沼開発事業を引きついだり、愛知用水を吸収したり手広く事業を進めている。

#### 3・地下水汲み上げの規制

本年6月9日の朝日新聞朝刊は 第一面トップで「南関東の沈下 広がる」「地下水、百年で枯 渇| 「揚水を続ければ北関東に も波及しといった大見出しのも とに南関東地方地盤沈下調査会 <会長, 富沢操東京都公害局 長>の調査報告を報じた。富沢 氏いわく,「これまでの地下水 脈説が否定され,地下水盆,し かも補給のほとんどないたまり 水を使っていることがわかり、 大きなショックを受けた。これ 以上の地下水くみ上げは、その まま地盤沈下に結び つくわけ だ。都としては工業用,家庭用 ともに地下水のくみ上げをやめ る方向で工業用水道の整備、上 水道整備に力を入れるが、広域 的対策がどうしても必要だ。」 地下水は,水温が適当に低く安 定しており、最も安価に利用で きるものだから,工業用水とし て広く利用されてきた。ところ が,地下水の多量の汲み上げの 結果,大工業地帯では地盤沈下 を生ずることとなり、これを規 制するために、昭和31年に、工 業用水法が定められた。この法 律は政令で指定された地域に限 り適用される。すなわち,地盤 沈下が現に起こり、工業用水道 がすでに開始され、または1年 以内にその敷設の工事が開始さ れる見込みのある特定地域にし か通用しないのだ。しかも,既 設の井戸で地下水を汲み上げて いる場合は、一定の基準に合致 しておれば許可があったものと みなされ, 既得の地位は確保さ れる。また,この基準をこえて いる場合は、「その地域におけ る工業用水道の供給事情を勘案 して通商産業省令で定める地域 ごとに通商産業省令で定める日 から起算して一年間に限り」許 可があったものとみなされ、暫 定的に既得の地位が確保される ことになっている。甘い「ざる 法」で「工業の健全な発達に資 すること」が相当重視されてい るわけである。

ことに地盤沈下のはなはだしい 地域では、既存の設備による汲 み上げをも規制する必要があ る。これは憲法第29条1項に違 反するかという問題があるが, 同条第2項または3項を適用す れば合憲といえるであろう。ま た,一般的に地下水汲み上げを 禁止することについて,金沢良 雄教授は「… この点について は,従来のわが国での考え方 は,土地所有権が土地の上下に も及ぶという民法<207条>の 考え方に立脚しており、地下水 を私的所有権の対象とし,た だ,ときに,権利乱用の理論に よって,これをコントロールす るにすぎない。しかし,この考 え方は,今日では,地下水,と くに, 地下流水は, 公水である との考え方にあらためられなけ ればならない』と述べている。 <「都市問題講座第2巻」> 地盤沈下防止法としてはもう一 つ「建築物用地下水の採取の規 制に関する法律」が昭和37年に 定められている。この法律は, 地下水を採取したことにより地 盤沈下が生じ,これに伴って高 潮、出水等による災害が生ずる おそれがある指定地域について 適用されるのである。あらたに 建築物用地下水<冷房設備,水 洗便所, 暖房用設備, 自動車車 庫用に設けられた洗車設備,公 衆浴場法による公衆浴場で浴室 床面積150m²をこえるものの用 に供する地下水>を採取するに は,都道府県知事,または一定 の都市の長の許可を受けなけれ ばならない。ただ, 既存の揚水 設備であって,一定の技術的基 準に適合する場合は, 許可を受 けたものとみなされ, 既得の地 位が確保され, また, この基準 に適合しないものでも、2年を 下らない期間で建設省令で定め る期間内に限り,許可を受けた ものとみなされ,暫定的に既得 の地位が確保される。これも工業用水法と似ていてかなりのざる法というべきであろう。『地盤沈下は公害対策 基本 法で、

「典型公害」の一つにあげられている。にもかかわらず,その被害はゆっくりと起り,人体には直接影響がない,といったことから,他の公害に比べて軽視されてきた。だが,地盤沈下は取返しがつかない。…・地盤沈下が起こっている地域では,地下水のくみ上げをさらにきびしく規制する必要がある。』〈朝日,昭和46年6月10日の社説〉

#### 4・水質保全に関する法

水質汚濁問題は、戦後、各地で 大きな社会問題となり、ますま す深刻化してきた。周知のごと くすでに明治時代に鉱水による 被害はあった。足尾銅山の鉱毒 事件は、問題解決に尽力し、明 治34年、天皇に直訴することを あえてした、義人田中正造と共 に名高い。

横浜では明治時代に、あわや足 尾鉱毒事件の二の舞をふむかと いう危機の時があった。

それは、横浜水道の水源である 道志川の沿岸地域に銅の鉱脈が 発見され、明治26年に民間の業 者が採掘権を取得した。これを 知った横浜市は、もし採掘を許 すなら必ずや水を汚し、人々に 大きな危害を与えるとみて、明 治30年、相当の損害賠償金を支 払って鉱業権<試掘権および採掘権>を放棄させた。そのおかげで道志川は渡良瀬川のようにならずに済んだのである。

<「横浜市水道七十年史」> さて, とくに, 最近は, 工業の 発展に伴う工場排水、人口の都 市集中による下水・汚濁物の放 出,殺虫・消毒・除草などの農 薬の多用等による水質汚濁が著 しく, そのため, 農業, 漁業が 被害を受け、工場用水の取水障 害を生じ、さらには人の生命も 奪われるに至った。公害防止条 例が神奈川県,東京都等若干の 地方で制定され、この問題に対 する社会的関心が高まるのに応 じて, その基本法として, 昭和 33年, 「公共用水域の水質の保 全に関する法律」と「工場排水 等の規制に関する法律」とが定 められた。その以前にもすでに 河川法<旧>に「流水ノ方向, 清潔 ・・等ニ影響ヲ及ホスオソ レアル工事、営業其ノ他ノ行為 ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限 シ又ハ地方行政庁ノ許可ヲ受ケ シムルコトヲ得<19条>」との 規定があった。そのほかに戦後 できた清掃法、下水道法とか鉱 山保安法などにも水質汚濁防止 についての規定があった。しか しその多くは具体的規制方法に 欠け,取締が放置されていた。 それを改善するためにできた前 記2法も相当のざる 法 で あっ た。まず公共用水域の水質の保全に関する法律についてみると、まっさきに「産業の相互協和」がうたわれていた。しかも「公共用水域」とは一部の指定水域に限られていた。この二つの事だけでも大して役に立たなかっただろうことは推察できる。「工場排水等の規制に関する法律」はこの水質保全法の施行法的性質を有するものであった。

水質汚濁の急速な進行はかよう な手ぬるいやり方では対処しき れぬものとなった。多くの河 川,湖,海で水質汚濁問題が発 生するに至った。経済企画庁を 中心にして新しい法律の準備が 進められ、昭和45年の12月、第 64回国会において「水質汚濁防 止法」の制定をみた。これは前 記2法を合わせて改善を図った もので,前2法に比べて次の諸 点に前進が認められる。①国が 一律的な排水基準を全公共水域 に設定したこと。②権限をかな り都道府県段階に委譲したこ と。「排出基準」については、 従来は国の一義的権限であった が、これを「一律基準」と「上乗 せ基準」の2本建てとし、一律 基準は国で,上乗せ基準<一律 基準にかわる、よりきびしい基 準>は都道府県で定めることと した。③排水基準遵守のための 規制措置を強化したこと。④公 共用水域における水質を常時監 視する義務を都道府県知事に課 するとともに監視に必要な測定 体制のシステム化を図ってゆく ことにしたこと。⑤緊急時の措 置を規定したこと。これは河川 の流量が異常渇水によって極端 に減少する場合, 各工場等が排 水基準を遵守していても,人の 健康あるいは生活環境に被害か 生ずるおそれかあるので,緊急 時の措置として工場等に排水量 の減少を都道府県知事が命令す ることができるようにしたので ある。

ここでその渇水,従って流量か どの程度のときにこの措置がと れるのかよくわからない。

このほかさらに次のような問題 もある。

排水基準が各排水口毎に守られ なくてはならない旨定めている のであるが、それが守られてい るかどうか常時目を光らせて行 くということになると大変だ。 排水を排出する工場,事業所は ひとつの都市に何十から何百何 千何万とあるのだから。

されは, 「流してよい物質を指 定して, それ以外の疑わしい物 質は一切流させないくらいの厳 しさか必要であろう。水俣病や イタイイタイ病のように因果関・ 係を究明しているあいだに死人 や廃人が出るのでは手遅れとい うものた」 <石橋多聞:「飲み

水の危機」>

水資源問題を考えるにあたって は水質の問題は切り離せない。 「水質汚濁」は実に大きな問題 てあるため,後日あらためて特 集を組む予定にしているのたが ここでもう少しふれさせていた だく。

〔なお、本誌第27号に佐藤昌之 氏<下水道局河川部長>の論文 「水質汚濁と環境基準」かのっ ている。〕

公共用水域の水質汚染はいうま てもなく生活用水,都市用水お よび工業用水の汚染に直接つな がる。

「水源の汚濁による水処理の困 難と、浄水の水質の低下は、全 国的規模で進行しつつあって, 清純な水を供給するという水道 の使命が脅かされているのであ る。しかし水資源の窮迫は,水 道をしてこのような汚染水源を も利用せざるを得ないはめに追 いこんでいるのであるから悲し い話である。われわれか水道当 局を責めるのはまとはずれであ り,公共水の汚濁を許している 現在の法律や水質保全行政、さ らに汚濁水を放流して顧みない 企業や市町村の各種施設の責任 者こそ責められるべきである。| <石橋多聞:前掲>

企業側も事の重大さをしたいに 認識しつつあるようた。神奈川 母なる川」相模川の沿岸にある 工場が多数共同で水質保全のた めの自発的運動を展開してい る。昭和40年4月, 何口の平塚 市内の沿岸工場か協議、研究の ための組織「相模川をきれいに する協議会」を結成した。これ には漁業組合も全面的に協力す ることになった。同年9月には 機関誌「相模川」を創刊、その 後,運動は下流から上流へとひ ろまり、昭和43年9月には「茅 ケ崎地区相模川をきれいにする 協議会」、さらに津久井地区、 高座地区,厚木愛甲地区にも同 種の協議会等かつくられてい る。県内にはこのほかに酒匂川 の流域地区でもすでに「酒匂川 水系保全対策協議会」か昭和35 年に設立され、41年に機関誌 「酒匂川」を創刊している。

横浜の生命を維持している水 か, 横浜から何キロも離れた地 域の人達によって守られている とは何とありかたい ことだろ う。平塚の「相模川をきれいに する協議会」の会長てある平塚 電線の広頼素 行氏は, 「相模 川上の第4号<41年5月刊行> でつぎのように述べて おられ る。

『「ヨコハマ・ウォーター」と して外国からくる船員の間で美 味か評判たったのか最近横浜の 水はまずくなったとの評判かた 県のまん中を流れる「神奈川の っているそうですが、残念でな ・りません。これは水源地の相模 川の汚染が影響しているのでは ないかと思います。このため相 模川沿岸の会社が一致協力して 相模川を守り、いつまでも船員 の間でヨコハマ・ウォーターと して親しまれるようにしようで はありませんか。』

われわれの飲み水は直接水道事業やその関係事業に従事している人達のみならず水源地域に住む人たちの水源愛護のたまものであって決して無駄使いをしてはならぬことを痛感する。

周知のとおり地下水や海水の汚れもひどくなる一方だ。横浜市で昭和44年中に市衛生研究所へ持ちこまれた井戸水の検査依頼件数は733件,そのうち合格したのは304件,41.5%,残り429件,58.5%は飲料水として不適と診断されている。<45.12.11神奈川新聞>

かくて水資源の問題は水道の問題であると同時に水質の問題であり,清掃の問題であり,下水道の問題であるのだ。

#### 5・河川法<新>

#### <1>旧河川法改正の動き

旧河川法による河川行政は,治水を中心として展開したのであるが,わが国の社会経済の進展に伴い,利水の重要性が次第に増加し,時流に適合しないものとなっていった。

大正8年にすでに内務省土木局

で水利法案を作ったが,これに 対抗して農商務省が農業水利法 案を作り,両法案が対立してい ずれも決定をみなかった。昭和 4年には逓信省が発電水力法案 を,内務省は河川法改正案を, 農林省は農業水利法要綱を立案 し,共倒れになっている。

戦後,新憲法が制定され,新しい行政確立の気運に伴い,再び河川法改正問題がとりあげられた。内務省解体後河川行政を所管することとなった建設省は,昭和24年から改正案の立案に着手したが,各省の意見が一致書に大き多目的ダム法や水ででで特定多目的ダム法や水ででで特定多目的ダム法や水ででで、源二法等の制定が行なわれ,この間次第に関係各省の主張に妥協点を見出だす可能性もらかとなり,河川管理体制の適正化を望む声も次第に大きくなった。

昭和37年8月26日,台風14号の 過ぎたあと、相模川で急激な水 量増加が生じた。このため、ち ょうど釣りをしていた6人が水 死し、中洲にとり残された12人 が米軍のヘリコプターで救出さ れるという事故があった。

翌月4日に開かれた衆議院建設 数多くの 委員会で社会党の岡本隆一議員 が重ねら はこの事故について質問を行な 新法は成い,これに対して河野建設大臣 河川法旅 く故河野一郎氏>から河川法改 布され, 正の用意がある旨の答弁がなさ された。

れた。

岡本議員の質問要旨は次のごと くである。

Ę

『事故の原因となった相模川の 急激な増水は,実は上流のダム <神奈川県企業庁管理の相模ダ ム>が徐々の放水をせずにいき なり大量の放水をしたからであ る。ダムが水を大切にし過ぎた ためにこのようなことになっ た。相模ダムは洪水調節の容量 がない。発電を目的とするダム にも洪水調節の義務を負わせる べきである。堰堤規則にはダム の安全性についての強い規制は あるが、ダムの操作の安全性に ついての規制は全然ない。それ は, 知事との話し合いとダム操 作規程にゆだねられていると。 ころが相模ダムの管理者は知事 である。知事一本で管理し,同 時に監督されている。こういう 点について河川法および付属法 令を検討すべきである。』<鮎 川幸雄:「新河川法論」>

"実力者"河野大臣は直ちに山 内河川局長に河川法改正を指示 し、ここに法改正作業が開始さ れた。

#### <2> 新・河川法の成立

数多くの改正案が作られ、審議が重ねられた末、昭和39年6月新法は成立した。河川法および河川法施行法は同年7月10日公布され、40年4月1日から施行された。

#### <3> 主な改正点

#### ① 一級河川の国家管理

現行憲法の制定に伴い国の行政 制度および地方制度に大幅な変 革が加えられたために、都道府 県知事を地方長官として内務行 政が行なわれた旧憲法下の体制 を前提として成立した旧河川法 による河川の管理制度は,水系 を一貫して管理していく立場か ら検討を加える必要が生じたこ と。すなわち、旧河川法では河 川の管理は国の機関としての都 道府県知事が行なう建前とされ ていた。また,知事は官選によ るものであったから実質は国が 管理するというのとさして変り はなかった。それが知事公選制 となると, 知事が「国の機関と して管理する」といったところ で、実質的には、当該地域の利 益を代表する立場を主として考 えざるを得なくなる。複数の都 府県を貫流する河川管理は都府 県ごとに分断されて治水・利水 に都合が悪い。社会経済は水系 を一貫した管理,あるいは広域 にわたる水資源の開発および利 用を要請する。そのような事情 を背景として、建設省は河川法 で規制すべき河川を一級、二級 の2種に分け一級河川<公共の 利害に重大な関係を有する河 川>の管理権は建設大臣が持つ ことを主張した。これに対して 全国知事会はおもに次に述べる 理由をもって反対した。

1> 河川管理は、地方の民生 安定上重要な行政であってこの 権限を建設大臣に属させること は地方自治を侵害するものであ る。

2> 一級河川について建設大 臣が管理を行なう場合知事に協 議をすることが多くなり事務が 繁雑になる。

「河川行政は防災,道路 3 >交通, 文化, 教育と, その地域 全般にわたる府県総合行政に関 連するものだから, 簡単に管理 を中央にもたせればいいという ような単純なしろも の で は な い。県内の住民同士の対立など が起こった場合, 中央だけで解 決できない場合も多い。同時に 水利用,或は土砂の利用などか ら入ってくる収入も 相当巨額 で,これを中央に取られてはそ うでなくても貧弱な地方財政を ますます圧迫することにもな る。何よりも、地方の実情をよ く知らぬ本省が,全国画一的な 河川行政をやった場合, 現実を 無視したやり方になることも多 いし, キメの細かい行政が行な われなくなる。住民の日常生活 と切っても切れぬ川が、実情を 無視して管理されることから起 こる不測の事態が頻発する懸念 も出てこよう。』<浜崎則雄: 「河川法の改正問題」――都市 問題研究38年8月号>こうして 猛烈に反対したのだが、国会や 各省に建設省案の賛成者が多 く、流水占用料<国で行なう事 業以外>を知事が徴収し、当該 都道府県の収入とするとか一級 何川の管理の一部を知事に委任 できるものとするなどのアメを 持たされて法律ができてしまっ

全国知事会が反対したといって も内部事情は複雑だった。水に 関して,供給はしないで消費が 専門の下流県では,むしろ河川 の管理権を国が握ることの方が 好ましい。当然のことながら豊 富な水を抱えている上流県は,

② 水系を一貫した河川管理

旧河川法では区間主義がとられていた。主務大臣は河川法を適用する河川を、河川の全部についてではなく、自由裁量によって一定の区間についてのみ認定した。ところが、例えば、発電水力の開発は上流部に多く、適

用河川の区間外である場合が多 くて不都合だった。それで重要 な河川は水源から河口に至るま で治水と利水のために水系を一 貫して管理する必要が生じた。 また, 各水系について広域的な 見地に立ち、水の合理的な利用 を確保する制度を確立する必要 があった。それで,新法は,国 土保全上又は国民経済上特に重 要な水系で政令で指定したもの に係る河川で政令で指定した河 川を一級河川と名づけ,建設大 臣が管理することにした。<4 条, 9条>また, 一級河川とし て指定された水系以外の水系で 公共の利害に重要な関係がある ものに係る河川で都道府県が指 定したものを二級河川とよび、 当該河川の存する都道府県を統 轄する都道府県知事が管理する こととした。<5条,10条> この改正により, 旧法時代に適 用河川と同一の水系に属する河 川で法適用外であった準用河川 や普通河川も指定区間は一級河 川として建設省が管理すること になったのである。

新法制定当時一級河川に指定された水系は、石狩川・最上川・利根川・信濃川・木曽川・淀川・紀の川・吉野川・筑後川など15水系であったが、年々ふえてきて、本年6月現在で106水系ある。神奈川県内では多摩川・鶴見川・相模川の3水系が一級

河川に指定されている。酒匂川 ・帷子川・大岡川・侍従川など は二級河川である。指定は水系 ごとに行なわれているからたと えば矢上川・谷本川・道志川・ 中津川なども一級河川である。 ところで,河川は国の公物であ るので二級河川は当該河川の存 する都道府県ではなく,これを 統轄する都道府県知事が国から 委任を受けた機関として管理す る,ということになっている。 これは河川法準用河川<一級・ 二級河川の選にもれた「おこぼ れ」の小河川で市町村長が指定 し管理するもの>についても同 様であって, 市町村という団体 ではなく, 市町村長が国の機関 として管理するのである。旧法 の中央集権思想は依然として健 在なのだ。

なお、旧法では第3条で「河川 並其ノ敷地若ハ流水ハ私権ノ目 的トナルコトヲ得ス」と規定し たが、新法では河川が公共用物 であること、河川の流水が私権 の目的となることができないこ とを規定している。〈第2条〉

#### ③ 利水関係規定の整備

旧・河川法は治水中心であって、利水関係については極めて簡単な規定をおいたに過ぎなかった。旧・河川法制定当時に比べ利水事業が著しく進展し、そのため、新しい水利使用と既存の水利使用との調整を行なう規

定を整備する必要が生じた。 その要請にこたえる規定が設け られ,そのため,大都市の生活 用水や工業用水の取水がやりや すくなった。

### ④ ダムの設置又は操作に起因 する災害の発生防止に関する規 定の整備

これについては解説を省略する

## 6・水源地開発法制定の要請 河川の上流にダムを作るとき、 水没等の損失補償が常に問題と なる。しかも、金銭や代替地提 供だけでは問題は片づかない。 水源地をもつ県は、水没者に個 別的に金銭補償をするだけでな く,併せてその地域全体の開発 振興に役立つような措置を講ず ること, およびその措置を法律 的に裏づけるための立法<「水 源地開発法―仮称―」の制定> を国に要請している。水の消費 地域の地方自治体等の諸団体も そのような法律制定実現のため 協力する必要がある。

また、現にそのような態勢を整 えようとする動きが伝えられて いる。

水に関する事項を所管する国の 行政機関は「やまたのおろち」と よばれるように少数の省庁を除 くほとんど全部の省庁である。 関係省庁間や国の省庁と自治体 間の適切な連絡調整と総合的施 策の実施が望まれている。

<都市科学研究室研究員>